

○三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合職員の
職務に専念する義務の特例に関する条例

昭和45年3月5日

条例第6号

改正 令和3年11月条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第35条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し規定するものとする。

(義務の免除)

第2条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ管理者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前2号に規定する場合を除くほか、規則で定める場合

附 則

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則(令和3年11月条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。